

令和5年度県建設工事入札参加資格審査申請について

鹿児島県土木部監理課

令和5年4月1日から令和7年3月31日（予定）まで（2年間）を有効とする県の建設工事入札参加資格審査の申請を下記により受け付けます。

記

1 資格要件

建設工事入札参加資格審査を申請される方は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団

イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

- (4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に迎えた事業年度の決算日（以下「審査基準日」という。）を基準日とする建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であること。

※ 令和3年4月1日から申請日までの間に企業合併、事業譲渡等を行った場合、若しくは会社更生法又は民事再生法による更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた場合には、審査基準日が上記と異なる場合がありますのでお問い合わせください。

- (5) 資格審査を申請する建設工事について、審査基準日から直前2年間に工事実績を有する者であること。

- (6) 次のいずれにも該当しない事業主であること

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

2 受付期間等（郵送または窓口提出のみの受付，消印有効）

(1) 受付期間（県外建設業者）

令和4年10月17日（月）～同年10月28日（金）
（ただし，土曜日，日曜日，祝日を除く。）

(2) 送付先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県土木部監理課建設業許可係（建設工事入札参加資格）あて

※郵送・窓口提出の際は，返信用封筒（副本が入る大きさのものかつ，その重さに対応した切手を貼付したもの）を同封してください。

3 申請方法

指定の「建設工事入札参加資格審査申請書」により申請してください。

- 注1 従来，対面による審査を実施していましたが，新型コロナウイルス感染症等への対応から，今後は郵送または窓口提出のみによる受付及び審査となる予定です。
鹿児島県の建設工事入札参加資格を有している方には，ハガキにより申請の開始，審査会場及び日時のご案内等を行っていましたが，今後はハガキでの案内を行わない方向で検討しています。 県ホームページで申請期間をご確認の上，申請してください。
- 注2 受付期間より前に申請することは，書類が輻輳し管理等が困難となることからご遠慮ください。また，書類が届いたかどうかの問い合わせについても確認に非常に時間を要することからご遠慮ください（受領確認の返送を含みます）。
- 注3 申請書は正本のみ市販のA4板の縦長ファイル（色指定：青色）に綴り提出してください。また，提出の際には，ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記載してください。

4 申請書の入手方法

鹿児島県のホームページから申請書をダウンロード（印刷）できます。

「トップページ」→「社会基盤」→「土地・建設業」→「入札参加資格・契約等」

5 留意事項

申請後に，「建設工事入札参加資格審査申請書」の指定様式（様式1～様式4）の記載事項に変更が生じた場合は，「建設工事入札参加資格審査申請書変更届」を監理課建設業許可係へ提出してください。

6 問合せ先

鹿児島県土木部監理課建設業許可係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

☎ 099-286-3490（直通）